

## ふじみ野市男女共同参画苦情処理機関のしくみ

### 1 どんなことを申し出ることができますか？

#### 条例第 17 条（苦情の申出及び処理）

苦情処理委員は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの苦情の申出を受け、必要に応じて執行機関に対して是正その他の措置を講ずるよう勧告等をします。

ふじみ野市の苦情処理委員は個別事案については扱わずに、市の施策に対してのみ申出を受け、必要に応じて勧告等できることとしました。

苦情処理委員の職務内容や申出における書式など詳細については、規則において定めています。

※県では個別事案についても苦情処理委員が申出を受けられるようになっていますが、例えば、個人が企業等にセクハラやマタハラなどを受けた場合、市の苦情処理委員が企業に対して勧告や行政指導をすることは馴染みません。

現在は労働局が訴えを受理し、必要があれば会社名の公表までできる仕組みができています。

（参考）

県内の苦情処理体制の設置状況 市町村 63 のうち 18 が設置済み（約 3 割）  
うち 40 市のうち 15 が設置済み（約 4 割） [H26. 4. 1 現在]

#### （苦情の申出の例）

- ①市が実施する講座等において、保育対応がないのは男女共同参画の趣旨に違反しているのではないか。
- ②女性の裸像を鑑賞物として公共施設に設置していることは公共の場にふさわしくないのではないか。

### 2 誰でも申し出ることができますか？

市民及び事業者が苦情を申し出ることができます。

#### 条例第 2 条（定義）

- ・「市民」とは、市内に住む人、市内にある事業所で働く人、市内にある学校で学ぶ人も含みます。
- ・「事業者」とは、営利目的の事業者（株式会社、有限会社など）と、非営利目的の事業者（NPO 法人、社会福祉法人など）及び営利、非営利を問わず事業を行っている個人事業者をいいます。また、町会・自治会・町内会も含みます。

### 3 すべての申し出が調査されますか？

条例第17条に該当する内容であっても、次の申し出などは、この制度で調査することはできません。その場合は、申出人に対して規則第7条に基づき通知します。

#### 規則第7条（調査しない申出）

- (1) 裁決等により確定した事項又は裁判所において係争中若しくは判決等のあった事項
- (2) 行政庁において不服申立ての審理中の事項又は不服申立てのに対する裁決等のあった事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により処理すべき事項
- (4) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に関する事項
- (5) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (6) 苦情内容が実質的には専ら私人間の紛争の解決を目的にしていると判断される事項
- (7) 条例又はこの規則に基づく苦情処理委員の行為に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が苦情処理委員に調査の依頼をすることが適当でないと認める事項

### 4 どこに申し出ることができますか？どのように処理されますか？

条例第17条に基づき苦情処理機関が設置されており、市長から委嘱された2人の苦情処理委員がいます。

苦情処理委員は、申出の内容を市民及び事業者に代わって必要な調査を行います。その結果、必要があると認めるときは、市の施策について勧告、意見表明又は助言を行います。**規則第5条**

- (1) 苦情処理の申出の方法は、書面により申出を行うことを原則といたしますが、苦情処理委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭で申出を行うことができます。**規則第6条**
- (2) 苦情処理委員は、申出について調査した結果、勧告等の必要と認めるときは市等に対して「勧告等通知書」により通知します。**規則第10条**
- (3) 苦情処理委員は、勧告等を行った市等に対して、実施した是正その他の措置について、報告を求めることができます。**規則第10条第2項**
- (4) 苦情処理委員は、実施した苦情処理の結果の概要について市民に公表を行います。**規則第11条**